

特集 地域のネットワークによる 子供・若者支援の取組

1. はじめに

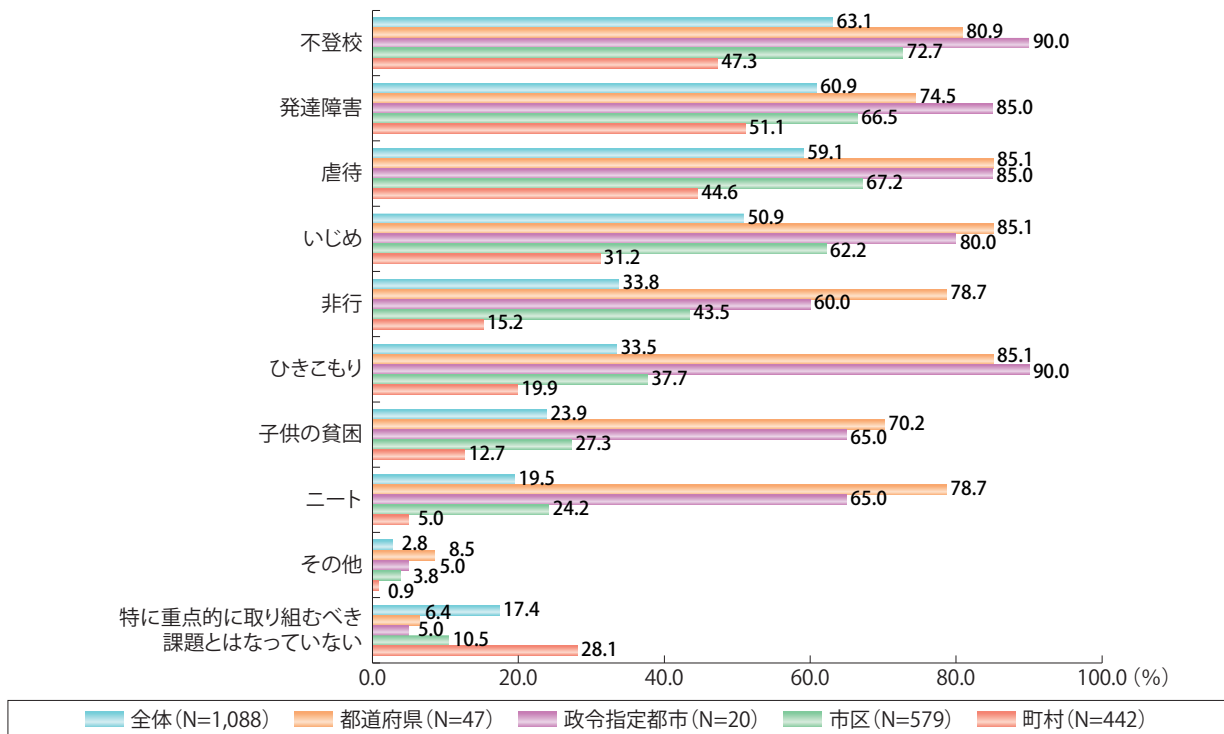
- 平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）（以下本特集において「法」という。）が施行され、子供・若者への相談拠点（「子ども・若者総合相談センター」（以下本特集において「センター」という。））の設置や、困難を有する子供・若者を支援する地域ネットワーク（「子ども・若者支援地域協議会」（以下本特集において「協議会」という。））の設置などが地方公共団体の努力義務とされた。
- 今回の特集では、平成26（2014）年度に内閣府が行った調査結果をもとに、地方公共団体による困難を有する子供・若者の実態把握の状況や、協議会、センター等を含めた地域における様々なネットワークによる子供・若者支援の現状と課題、地域における先進的な取組事例を紹介する¹。

2. 困難を有する子供・若者に関する実態把握の状況

(1) 重点的に取り組むべき政策課題

子供・若者が抱える困難のうち約6割の地方公共団体が、「不登校」（63.1%）、「発達障害」（60.9%）、「虐待」（59.1%）を、半数が「いじめ」を重点的に取り組むべき政策課題と考えている。

図表1 重点的に取り組むべき政策課題



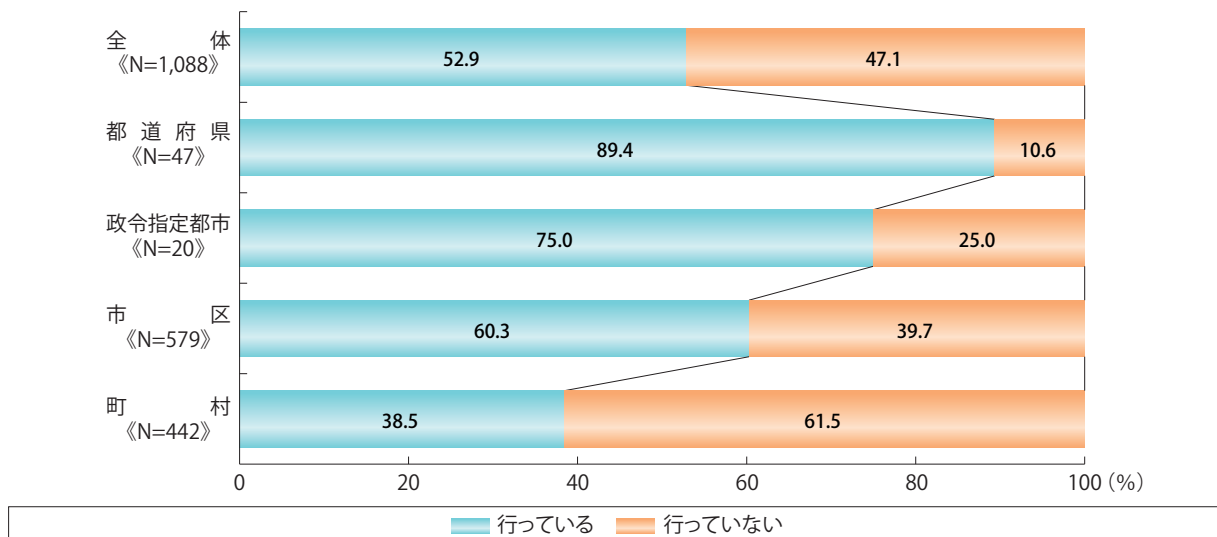
出典：内閣府調べ

1 本特集で掲載しているデータは、特に断りのない限り、2. 及び3. に掲載のものは平成26年8月現在（全ての都道府県及び市区町村1,788のうち、1,088から回答のあったもの）のもの、4. に掲載のものは平成26年10月現在のものである。

(2) 地方公共団体独自の実態把握

困難を有する子供・若者の実態把握の状況を見ると、「行っている」地方公共団体が半数をやや上回る52.9%であった。

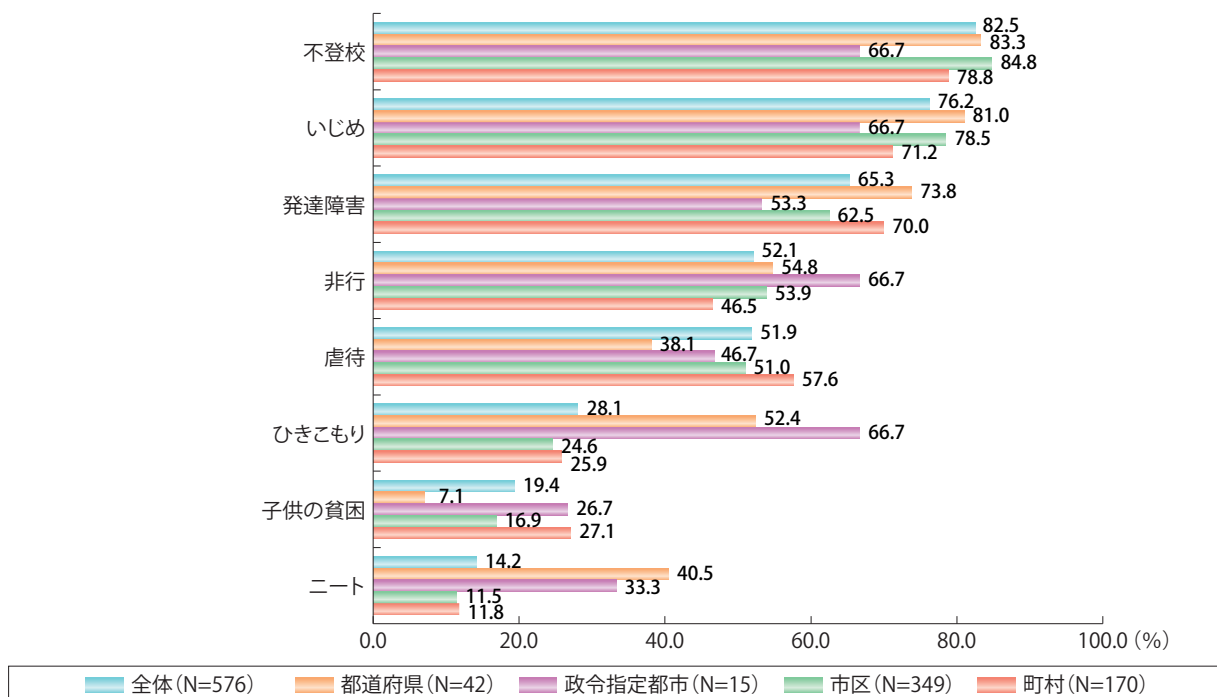
図表2 地方公共団体独自の実態把握状況



出典：内閣府調べ

地方公共団体による独自の実態把握の状況を見ると、「不登校」が82.5%と最も多い。次いで、「いじめ」(76.2%)、「発達障害」(65.3%)の順であった。

図表3 地方公共団体独自の実態把握の状況



出典：内閣府調べ

3. 困難を有する子供・若者を支援する様々なネットワーク

(1) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援ネットワーク

ア 子ども・若者支援地域協議会

法は、地方公共団体に困難を有する子供・若者への支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めることを求めている。

なお、法第24条では、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の**秘密保持義務**を課しており、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

平成27（2015）年4月現在、全国で80か所の協議会が設置されている。

イ 子ども・若者総合相談センター

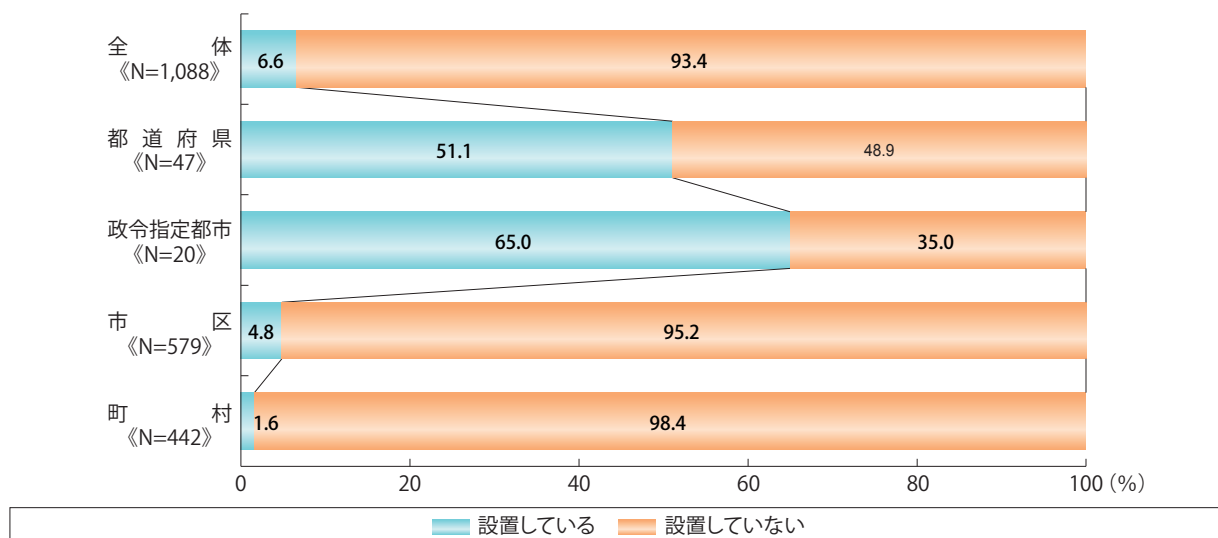
センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他必要な情報提供を行う拠点として設けられるものである。

ウ 協議会及びセンターの設置状況

① 協議会の設置状況

協議会を設置している地方公共団体は全体の6.6%であり、都道府県の51.1%、政令指定都市の65.0%で設置されているが、市区町村で設置している地方公共団体はわずかにとどまる。

図表4 協議会の設置状況

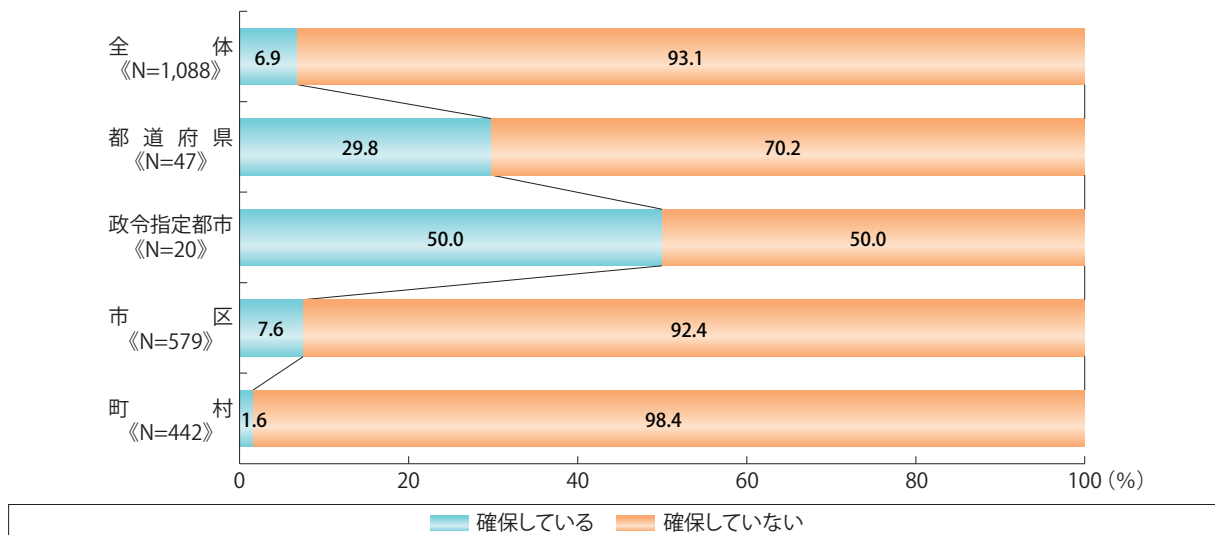


出典：内閣府調べ

② センターの設置（機能の確保）状況

センターの機能を確保している地方公共団体は6.9%にとどまる。

図表5 センターの設置（機能の確保）状況



出典：内閣府調べ

図表6 内閣府が把握する協議会設置状況（平成27年4月現在）

○協議会：合計80か所

・都道府県：26

北海道，青森県，山形県，福島県，栃木県，群馬県，千葉県，東京都，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県，兵庫県，和歌山県，島根県，岡山県，広島県，山口県，愛媛県，佐賀県，長崎県，熊本県，宮崎県，大分県，鹿児島県，沖縄県

・政令指定都市：13

北海道札幌市，埼玉県さいたま市，千葉県千葉市，神奈川県横浜市，神奈川県相模原市，新潟県新潟市，静岡県静岡市，静岡県浜松市，愛知県名古屋市，京都府京都市，大阪府堺市，福岡県北九州市，福岡県福岡市

・中核市：3 青森県青森市，愛知県豊橋市，愛知県豊田市

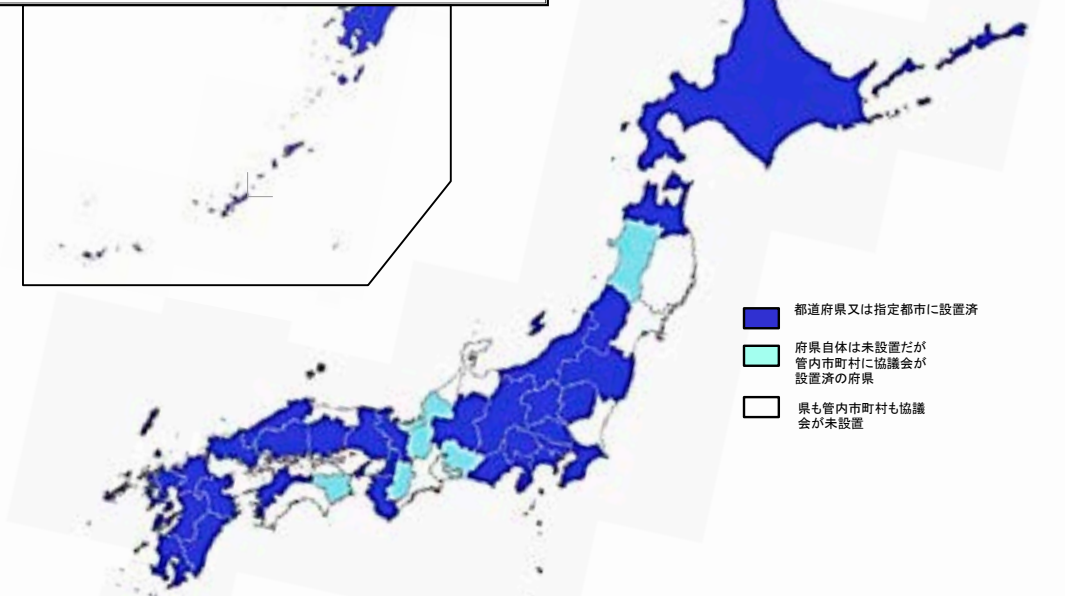
・特例市：3 静岡県富士市，愛知県一宮市，愛知県春日井市

・特別区：3 東京都港区，東京都新宿区，東京都世田谷区

・その他の市町村：32

北海道石狩市，秋田県大仙市，秋田県三種町，栃木県鹿沼市，東京都立川市，新潟県三条市，新潟県妙高市，新潟県南魚沼市，福井県若狭町，静岡県富士宮市，静岡県島田市，静岡県焼津市，愛知県豊川市，愛知県蒲郡市，愛知県大府市，愛知県知多市，愛知県田原市，愛知県北名古屋市，愛知県東浦町，滋賀県高島市，兵庫県川西市，兵庫県神河町，奈良県天理市，奈良県葛城市，島根県浜田市，島根県出雲市，島根県大田市，島根県美郷町，岡山県勝央町，山口県萩市，徳島県上板町，沖縄県石垣市

子ども・若者支援地域協議会・設置状況（平成27年4月現在）



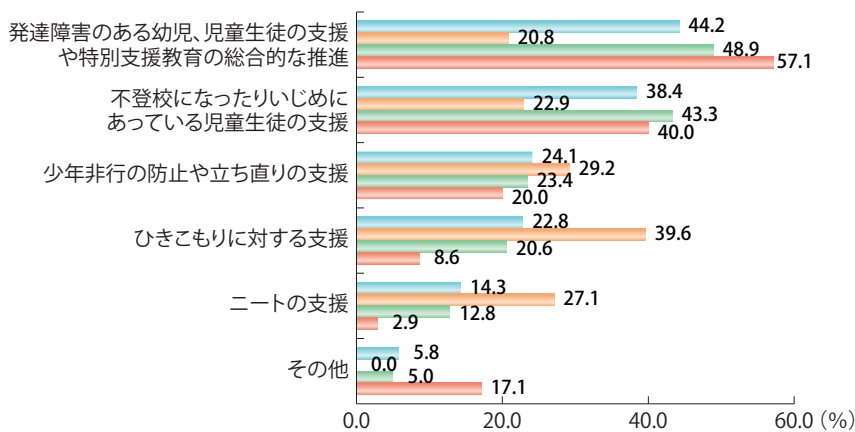
出典：内閣府調べ

(2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会以外の支援ネットワーク

法に基づく協議会等以外で、困難を有する子供・若者を支援するネットワークとしては、「児童福祉法」（昭22法164）第25条の2に基づき、その設置が地方公共団体の努力義務とされている「**要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク。以下「要対協」という。）**」が主要な役割を果たしているものと思われる。

また、協議会未設置である地方公共団体における、要対協以外の支援ネットワークの活動内容をみると、「発達障害のある幼児、児童生徒の支援や特別支援教育の総合的な推進」が44.2%で最も多く、次いで「不登校になったりいじめにあっている児童生徒の支援」が38.4%、「少年非行の防止や立ち直りの支援」が24.1%、「ひきこもりに対する支援」が22.8%、「ニートの支援」が14.3%、「その他」が5.8%となっている。

図表7 協議会や要対協以外の支援ネットワークの活動内容



出典：内閣府調べ